

教育委員会提出議案

第 18 号議案

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 26 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成 12 年教育委員会規則第 12 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

支給範囲	支給額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。	
(1) 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円
(2) 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円
(3) 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 7,500円
(4) 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 7,500円

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改

正後の規則」という。)別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(説 明)

統一交渉に基づき、教員特殊業務手当の上限額を改正するため。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第12号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行		改 正 後（案）	
別表第 2（第 2 条関係）		別表第 2（第 2 条関係）	
支給範囲	支給額	支給範囲	支給額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。	
(1) 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>3,200円</u>	(1) 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>
(2) 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 <u>6,400円</u>	(2) 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 <u>16,000円</u>
(3) 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>3,000円</u>	(3) 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>
(4) 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>3,000円</u>	(4) 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>
		<p align="center">附 則 （施行期日等）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 2 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</p> <p align="center">（教員特殊業務手当の内払い）</p> <p>3 改正後の規則別表第 2 の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</p>	

○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第12号

改正 平成13年3月29日教委規則第8号

平成20年3月31日教委規則第11号

平成21年3月30日教委規則第14号

令和4年 月 日教委規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、幼稚園教育職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教員特殊業務手当の支給額等)

第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第15条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。

2 条例第15条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。

(支給方法)

第3条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務手続上これにより難しい場合は、当該支給日以外の日に支給することができる。

(委任)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日教委規則第14号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年 月 日教委規則第 号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正

後の規則」という。)別表第二の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当の内払い)

3 改正後の規則別表第二の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

別表第1 (第2条関係)

(平20教委規則11・平21教委規則14・一部改正)

業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年豊島区条例第8号)に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日
業務の程度	(1) 終日に及ぶ程度(日中7時間45分以上) (2) (1)と同程度	(1) 正規の勤務時間に引き続き午後11時まで (2) 午前2時から午前8時まで (3) 1又は2と同程度

別表第2 (第2条関係)

(平13教委規則8・令4教委規則・一部改正)

支給範囲	支給額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。	
(1) 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円
(2) 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円
(3) 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 7,500円
(4) 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 7,500円

教職員の皆さんへ

教員特殊業務手当の見直しについて

支給額等の改正

☞ 令和4年度から、非常災害時等の緊急業務及び修学旅行等指導業務に係る教員特殊業務手当の支給額等を下表のように改正します。

○非常災害時等の緊急業務

支給範囲	現行(日額)	改正後(日額)
①非常災害時における児童(幼児を含む。以下同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	3,200円	8,000円
②特に被害が甚大な災害発生時における児童又は生徒を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	6,400円	16,000円
③児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	3,000円	7,500円
④児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき。	3,000円	7,500円

○修学旅行等指導業務

支給範囲	現行(日額)	改正後(日額)
学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において次に掲げる業務に従事したとき。		
①児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき(※改正後においては、②の場合を除く。)	1,700円	4,700円
②都立大島海洋国際高等学校の航海実習において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。	—	5,100円

実施時期

➤ 令和4年4月1日から適用

その他

➤ 部活動指導業務に係る手当について「週休日等に4時間以上業務に従事した場合 4,000円、3時間以上4時間未満の業務に従事した場合 3,000円」の区分は、令和4年3月31日をもって経過措置期間が終了となります。

令和4年4月1日からは「週休日等に3時間以上業務に従事した場合 3,000円」となります。

➤ 週休日等を確保する観点から、週休日等にやむを得ず半日を超える部活動指導を行うときは、週休日の変更等又は代休日指定を行うことを原則としています。